

今年も変わります！地域別最低賃金額一覧(47都道府県)

都道府県名	直営事業者(社)	非上場(社)	直営事業者(社)	非上場(社)	直営事業者(社)	非上場(社)
北海道	835(810)	25	*832(810)	25	*832(810)	25
青森	762(738)	24	*830(810)	24	*830(810)	24
岩手	762(738)	24	*830(810)	24	*830(810)	24
宮城	798(772)	26	*830(810)	26	*830(810)	26
秋田	762(738)	24	*830(810)	24	*830(810)	24
山形	763(739)	24	*830(810)	24	*830(810)	24
福島	772(746)	24	*830(810)	24	*830(810)	24
茨城	822(796)	26	*830(810)	26	*830(810)	26
栃木	826(800)	26	*830(810)	26	*830(810)	26
群馬	809(783)	26	*830(810)	26	*830(810)	26
埼玉	898(871)	27	*830(810)	27	*830(810)	27
千葉	895(868)	27	*830(810)	27	*830(810)	27
東京	985(958)	27	*830(810)	27	*830(810)	27
神奈川	983(956)	27	*830(810)	27	*830(810)	27
新潟	803(778)	25	*830(810)	25	*830(810)	25
富山	821(795)	26	*830(810)	26	*830(810)	26
石川	806(781)	25	*830(810)	25	*830(810)	25
福井	803(778)	25	*830(810)	25	*830(810)	25
山梨	810(784)	26	*830(810)	26	*830(810)	26
長野	821(795)	26	*830(810)	26	*830(810)	26
岐阜	825(800)	25	*830(810)	25	*830(810)	25
静岡	858(832)	26	*830(810)	26	*830(810)	26
愛知	898(871)	27	*830(810)	27	*830(810)	27
三重	846(820)	26	*830(810)	26	*830(810)	26

トピックス
■第160回憲法9条守ろう
内実行委員会は実現を行なうことを要請し、行動を実行するため、江東区役所で10月1日から12月5日まで毎日10時から17時まで開催されました。

最低賃金の確認の方法は？

- 確認したい賃金を時間額にして、
 最低賃金額(時間額)と比較しよう。

最低賃金額との比較方法 各都の直営と非上場の最低賃金額を書き込んでみましょう。(例)

1 時間給の場合	時間額	最低賃金額(時間額)
2 日給の場合	日給	1日平均所定労働時間 ÷ 時間額 = 時間額
3 月給の場合	月給	1か月の平均所定労働時間 ÷ 時間額 = 時間額

4 上記1,2,3が組み合はさっている場合 例えば、基本給が日給で各子供(職務子供など)が月給の場合

事例1 ■書類で最も簡単な場合(月給のみの場合)

① あらんに玉札された直営のもの、通勤手当は算入しないため、168,000円-8,000円=160,000円

② この全額が月間に換算し、最低賃金額と比較すると、160,000円÷1か月の平均所定労働時間(160時間)-1,000円>850円である、最低賃金額以上になっています。

事例2 ■▲書類で最も複雑な場合(日給と月給の組み合わせの場合)

① 基本給(日給)と時間額に換算すると、5,000円+1日の所定労働時間(8時間)=625円

② 850円+玉札された直営のもの、通勤手当は算入しないため、職務子供(月給)を時間額に換算すると、24,000円+1か月の平均所定労働時間(160時間)=150円

③ 上記①と②を合算すると、625円+150円=775円<850円 であり、最低賃金額未満となっています。

■江東区労連第4次組織化宣伝行動
■賃985円で暮らせますか？

10月1日から最低賃金が変わりました。全国加重平均で+26円で874円。東京都は+27円で985円となりました。上の表に当てはめて計算してみてください。月額160,000円で1か月の平均所定労働時間が160時間（1日8時間労働で年間休日125日）だと時給1,000円でクリアしますが、年収1,920,000円で200万円以下です。しかも一番高い東京でこの数値。今回一番低いランクの最賃は761円（鹿児島県）で月160時間で計算すると月収121,760円で年収1,461,120円にしかなりません。熱い地域は冷房、寒冷地は暖房費、交通機関のない所ではガソリン代等々、生活費は全国的にほとんど変わらないという調査結果を見ても、全国47都道府県を4ランクに分けて異なる最賃制度は世界的に見ても異常な制度です。一日も早い全国一律最賃制度と時給を1500円に引き上げる運動が求められています。

働くルールミニ学習 辞職・合意解約・解雇の違い

★辞職

辞職とは労働者から労働契約を一方的に解約することです。通常は「退職届」を提出して退職します。民法上は2週間に前に申し入れをすれば使用者の承諾がなくても労働契約は終了します。（無期契約の場合）

★合意解約

使用者と労働者が話し合いで合意して労働契約を解約することです。例えば使用者から労働者に「退職してほしい」と言われ、合意すれば合意解約です。合意しなければ労働契約は継続します。

★解雇

使用者から一方的に労働契約を解約することです。「解雇制限」の規定や解雇権濫用法理は前号掲載。

労働相談者が「解雇された」と組合に相談。加入して交渉をする使用者は「解雇ではない。自分から辞めた」と言われる場合があります。解雇なのか、自己都合なのか、会社都合なのか、見極めることが大切です。例えばトラブルがあり社長から「明日は来るな」とか「お前の居る場所はない」などと言われたことをもって「解雇」と判断するのは早計です。もしも暗に解雇を匂わす発言があれば、「それは私を解雇することですか？」と聞いてください。そこから次の段階です。解雇が不当だと思ったら組合へ。

■江東区労連第4次組織化宣伝行動
■自交総連不二タクシーコミュニケーション部
組第60回定期大会(9月24日)
組第61回定期大会(9月29日)
★地域労組こうとう第10回定期大会(9月29日)
★江東区職労第67回定期大会(10月10月4日)
委員長 小山 登さん
書記長 福田 広明さん
委員長 山本 新野 好雄さん
書記長 川村 隆さん
委員長 中村 好正さん
委員長 武藤 勝さん
書記長 民子さん

相談件数は昨年度を上回るペースですが、9月は組合に加入して解決しようとする人が少ないようです。
◇ 今月いっぱいまで店舗閉鎖のためという理由で解雇を予告された。ところが、有給休暇を消化すると自己都合に退職すると言われた。

(正規・男性・HPを見て)

相談件数は昨年度を上回るペースですが、9月は組合に加入して解決しようとする人が少ないようです。

◇

相談件数は昨年度を上回るペースですが、9月は組合に加入して解決しようとする人が少ないようです。

■労働条件が通知書と違う(正規・男性・HPを見て)

就労移行支援事業をしている法人。起業したばかりで採用。休日が日曜・祝日とほぼ同じ週1日と記載されてあ

ったが、実際には祝日があると週5日出勤させられる。お忙しいのではないか？

◇ いにしてもうようになります。

「アドバイス」したにおかしくい年間の労働日数が違うと1時間あたりの賃金単価も変わるので、残業代の計算基礎も変わつてくる。労働組合として対応をすすめた。

アドバイス「退職させてくれない(正規・男性・全労連ホットライ

センターに行くように。アドバイス「退職させてくれない(正規・男性・全労連ホットライ

セントーに行くように。アドバイス「退職させてくれない(正規・男性・全労連ホットライ

労働相談の窓口から